

ストーカー規制法が改正されました!!



①紛失防止タグの悪用



「紛失防止タグ※を使って位置情報を取得する行為」及び「紛失防止タグを取り付ける行為等」が規制対象行為に追加されます。（令和7年12月30日施行）

これらの行為は**警告・禁止命令等の対象**となります！

繰り返した場合、**検挙される**可能性があります！

※タグと同様に位置情報を特定する機能を持つ機器（イヤホン等）も含む。

自転車のサドル等にひそかにタグを忍ばせる



カバン等にひそかにタグを忍ばせる

タグから位置情報などを取得する



②職権警告の創設

改正前は、警察が加害者に警告するには被害者の申出が必須でしたが、改正後は必須ではなくなりますので、申出をためらう被害者にも寄り添った対応が可能になります。（令和7年12月30日施行）

③被害者への援助

被害者に対する援助の主体に、地域住民に加え、**被害者の勤務先、学校**が追加されます。（令和7年12月30日施行）

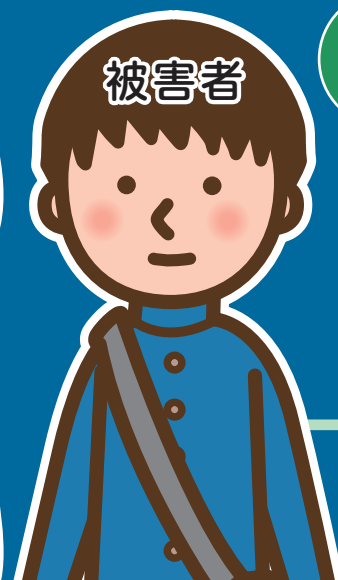


例

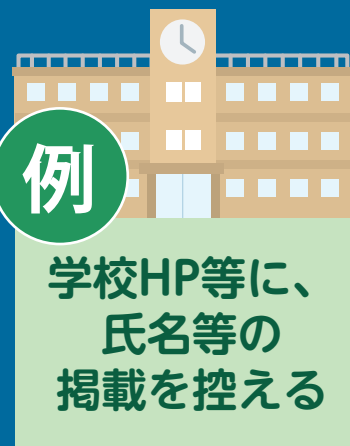
勤務場所や時間など勤務形態の配慮



被害者



被害者



例

学校HP等に、氏名等の掲載を控える

勤務先・学校関係者の皆様は、被害者への援助に御協力をお願いします。

④情報提供の禁止

ストーカー行為等をするおそれがある者に、**被害者に関する情報を提供**する行為は**禁止**されています。



ストーカー

第三者

住所氏名
通学路
現在の所在地
メアド
通勤路
SNS
アカウント



被害者

No!

改正後は、警察から**情報提供を行わないよう要請**等がなされることがあります。

（令和8年3月10日施行）

情報提供をすることで、**ストーカー規制法違反の帮助犯等**として**検挙される**可能性もあります！

一人で悩まず相談を!!



被害の申告
援助の申出

緊急時

110番

その他

警察相談専用電話 #9110

最寄りの警察署 都道府県警察のホームページ一覧→

